

様式 4 の 7 (随意契約)

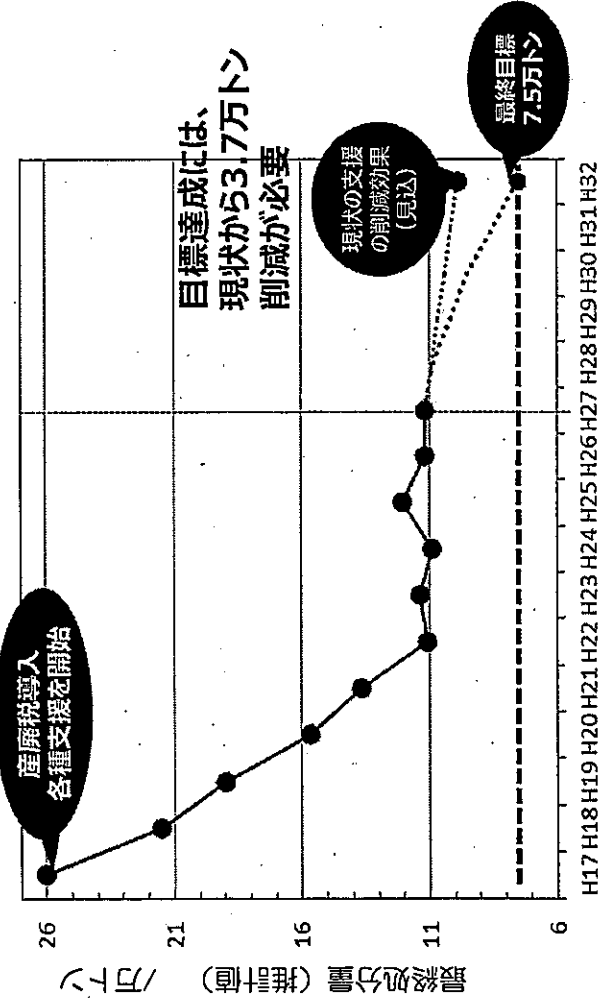
抽 出 事 案 [プロポーザル] 説 明 書

発注機関名：環境部循環型社会推進課

業務名	平成 29 年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務
業務概要	<p>1 概要・目的</p> <p>IoT技術の活用により、各排出事業者における現在の廃棄物保管量を把握し、その時々に適した収集運搬ルートを選択することにより、リサイクルや有価売却が促進される廃棄物処理モデルの実証実験を行い、その効果検証を行う事業。</p> <p>2 業務委託内容</p> <p>(1) 実施計画の策定</p> <p>(2) 産業廃棄物保管量が測定できるセンサー及び通信環境の整備</p> <p>(3) 収集運搬ルートを提示できるシステム等の導入</p> <p>(4) モデル事業実施期間におけるデータの収集・解析</p>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>今回業務を委託する事業は、IoT技術により各排出事業者における現在の廃棄物保管量を把握し、その時々最適な収集運搬ルートを選択することにより、リサイクルや有価売却が促進される廃棄物処理モデルの実証実験を行い、その結果の解析により、廃棄物処理に係る費用の削減、リサイクル率の向上及び二酸化炭素排出量削減の面などから効果の検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、排出事業場の集積密度や産業廃棄物の排出頻度等の面などから当モデルが適する地域等の条件を導出する業務を委託するもの。</p> <p>また、検証結果を踏まえた当廃棄物処理モデルの普及に係る課題等の洗い出しについても検証項目に含めたいと考えている。</p> <p>本事業は、全国でも先駆的な取組であり、関係者等と十分に調整を行いながら、情報の収集、整理・解析を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(裏面有り)</p>

	<p>従って、廃棄物分野だけではなく地球温暖化対策分野の知識もさることながら情報通信分野における知識も必要であり、加えて、幅広い関係企業等や大学との連携も重要であると考えられる。このことから、専門的な知識力に加え、廃棄物分野・地球温暖化対策分野・情報通信分野における効果を検証する手法を持ち合わせていることや、各業界の状況を踏まえた課題を総合的に提案する力が求められる。</p>
参加資格要件及びその理由	なし。
参加申請者数	4者
選定経過	<p>公募期間 平成29年9月1日～平成29年9月22日</p> <p>申請受付 平成29年9月1日～平成29年9月22日</p> <p>外部有識者意見聴取 平成29年10月3日、平成29年10月6日</p> <p>選定結果の通知 平成29年10月13日</p> <p>契約日 平成29年10月20日</p> <p>見積限度額 9,860,000 円 (税込)</p> <p>契約金額 9,750,240 円 (税込)</p> <p>契約期間 平成29年10月20日～平成30年3月30日</p>
選定業者名	<p>1者</p> <p>NTTビジネスソリューションズ株式会社・日本写真印刷株式会社・株式会社エックス都市研究所・シンクアンドアクト株式会社平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業共同企業体</p>
選定理由	<p>事業の内容について十分な理解があり、最も具体的な企画提案がなされている。</p>

現状：産業廃棄物のリサイクル率は頭打ち



削減目標：京都府循環型社会形成計画より

リサイクル阻害要因 (一例)

- 少量ではリサイクルできない、又は有価で取り扱えない産業廃棄物は、他の産業廃棄物との混合物で処理。(府内工業団地にアンケートを実施)

解決策

- ✓ 各企業の、ターゲットの廃棄物量をリアルタイムで確認。
- ✓ リサイクル・有価売却できる量が確認された時点で回収。
- 排出側メリット：他の産業廃棄物と混合で処理するケースを解消
- 従来よりも少ない保管量で回収される ⇒ 保管スペース削減
- リサイクル又は有価売却が進む ⇒ コスト削減、CSR向上

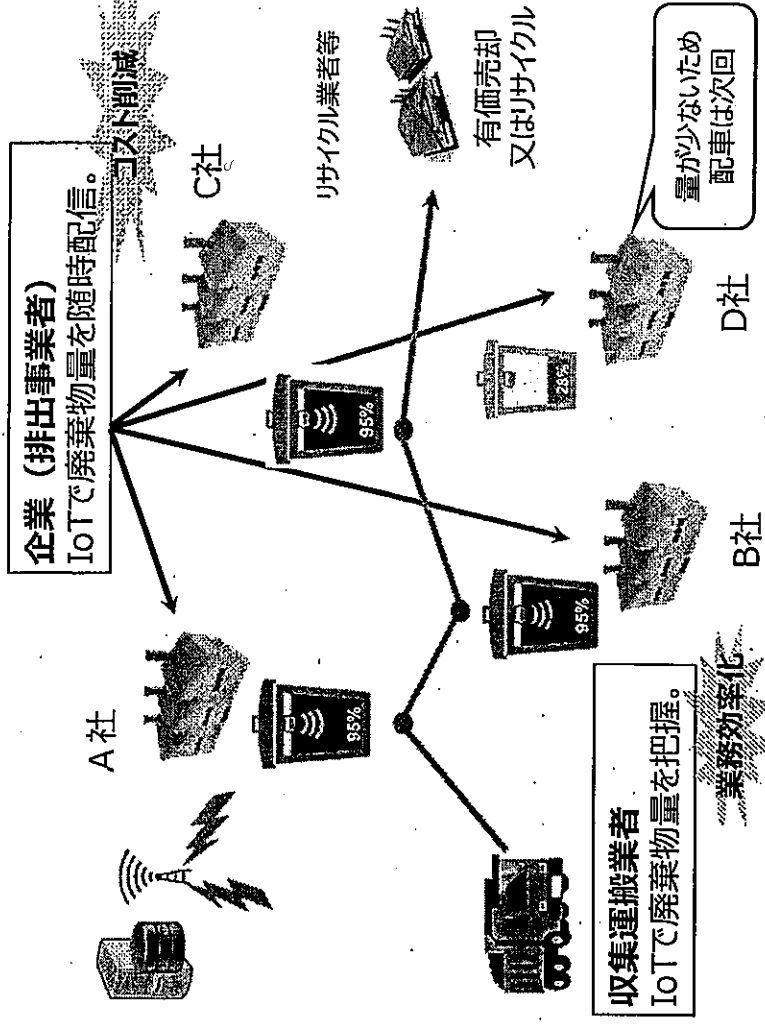
課題

解決策となる廃棄物処理モデルが普及していない
理由：全国でも初の取組（導入事例は無）
廃棄物処理モデルの効果に関する知見がほぼ無い

当廃棄物処理モデルの効果を広く周知し、取組が普及することにより、リサイクル・有価物化促進され、最終処分量削減に向けた取組が進むことを目指す。

【事業内容】

IoTを活用した廃棄物処理モデルの効果検証及び技術的課題等の提案に関する業務を委託
検証項目例：処理費用削減効果、リサイクル率の変化、CO2削減効果



平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務
委託に係る企画提案募集要領

1 事業の趣旨・目的

近年、急速に進化する情報通信技術の普及により、I o T (モノのインターネット) 技術は、様々な分野で効率化・高速化・省人化を進める技術として注目されている。

また、廃棄物分野では、廃棄物処理の効率化、自動化、高度化、省人化をサポートする技術として、様々な場面での活用が期待される。

今回業務を委託する事業は、I o T 技術により各排出事業者における現在の廃棄物保管量を把握し、その時々に適した収集運搬ルートを選択することにより、リサイクルや有価売却が促進される廃棄物処理モデルの実証実験を行い、その効果検証を行うもの。廃棄物処理に係る費用の削減、リサイクル率の向上及び二酸化炭素排出量削減の面などから効果検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、排出事業場の集積密度や産業廃棄物の排出頻度等の面などから当モデルが適する地域等の条件を導出する業務を委託する。今回の調査結果を踏まえ、当モデルの効果を広く周知することで、今後京都府内において当モデルの効果が普及し、資源の有効利用が促進され、ひいては循環型社会形成計画で定める最終処分量目標値が達成されることを目指す。

2 業務概要

(1) 業務名

平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務
(以下「センサー活用リサイクルモデル事業実施業務」という。)

(2) 業務内容

別紙 「センサー活用リサイクルモデル事業実施業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(4) 委託上限額

9,860千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府環境部循環型社会推進課
電話 075-414-4714 FAX 075-414-4710
メールアドレス junkan@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：平成29年9月1日～平成29年9月22日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで)
- イ 配布場所及び受付場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：平成29年9月1日～平成29年9月22日
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～平成29年9月8日午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「「センサー活用リサイクルモデル事業実施業務」委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：平成29年9月15日
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>)に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ただし、京都府競争入札参加資格名簿登録事業者の場合、カ、キ及びコに代えて「京都府競争入札参加資格審査結果通知書のコピー」を提出することができる。

ア 参加表明書（別添1号様式）（1部）

イ 企画提案書（自由様式）（6部）

ウ 価格提案書（見積書）（6部）

エ 実施体制図（別添2号様式）（6部）

※業務執行責任者の経歴、執行体制（チーム体制）が確認できること。

オ 実績調書（別添3号様式）（6部）

カ 京都府税の滞納がないことの証明（別添4-1号様式）（1部）

ただし、京都府への納税義務のない者については、その旨の申出書（別添4-2号様式）（1部）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明（1部）

※カ（ただし書きの場合を除く。）、キについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

ク 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書兼委任状（別添5号様式）（1部）

（イ）共同企業体協定書（1部）

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届（1部）

ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款（1部）

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約（1部）

（イ）役員一覧（1部）

(2) 企画提案書の作成方法

「平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務企画提案仕様書」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、平成29年9月下旬頃にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の合計金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 各業務の価格提案書の金額が2(4)内訳に記載の金額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の総合点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務
企画提案仕様書

1 事業の目的

近年、急速に進化する情報通信技術の普及により、I o T (モノのインターネット) 技術は、様々な分野で効率化・高速化・省人化を進める技術として注目されている。また、廃棄物分野では、廃棄物処理の効率化、自動化、高度化、省人化をサポートする技術として、様々な場面での活用が期待される。

今回業務を委託する事業は、I o T 技術により各排出事業者における現在の廃棄物保管量を把握し、その時々に適した収集運搬ルートを選択することにより、リサイクルや有価売却が促進される廃棄物処理モデルの実証実験を行い、その効果検証を行うもの。

廃棄物処理に係る費用の削減、リサイクル率の向上及び二酸化炭素排出量削減の面などから効果検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、排出事業場の集積密度や産業廃棄物の排出頻度等の面などから当モデルが適する地域等の条件を導出する業務を委託する。

今回の調査結果を踏まえ、当モデルの効果を広く周知することで、今後京都府内において当モデルの効果が普及し、資源の有効利用が促進され、ひいては循環型社会形成計画で定める最終処分量目標値が達成されることを目指す。

2 委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日までとする。

3 委託業務の内容

提案にあたって必要な業務の内容は次のとおりとし、以下の業務内容の結果を十分に反映したものとする。

但し、以下の業務の他、必要な業務が生じた場合は、府と協議の上実施するものとする。

また、調査結果等についてはその都度府へ報告し指示を受けること。

(1) 実施計画の策定

京都府が指定する排出事業者、産業廃棄物処理業者並びに循環型社会推進課と協議し、産業廃棄物回収の方法、実施時期などに関する実施計画を策定する。京都府が指定する排出事業者及び産業廃棄物処理業者に関する情報は循環型社会推進課まで問い合わせること。

企画提案書には、準備・効果測定・データ解析・報告書作成までのスケジュールを根拠と共に明示すること。

(2) 産業廃棄物保管量が測定できるセンサー及び通信環境の整備

事業期間中において、(1)の排出事業者が保管する産業廃棄物の量が計測できるセンサー等(以下「センサー等」)及びその計測データの通信できる環境を整備する。

センサーは、受託者が自社負担で調達、他社から提供を受ける又はレンタルにより整備を行うこと。

センサーの設置・導入に当たっては、(1)で定めた実施計画をもとに(1)で指定する排出事業者

及び産業廃棄物処理業者と調整しつつ実施することとし、必要に応じて循環型社会推進課の指示を受けること。

企画提案書には、センサー等による廃棄物量の測定方法及び通信環境の整備手法について具体的に明示すること。

また、複数の測定方法や通信環境整備手法について提案することも差し支え無い。

(3) 収集運搬ルートを提示できるシステム等（以下「システム等」）の導入

事業期間中において、(2)のデータを踏まえ、収集運搬ルートを提示できるシステム等を(1)の産業廃棄物処理業者に導入する。

収集運搬ルートを提示できるシステム等は、受託者が自社負担で調達、他社から提供を受ける、又はレンタルにより導入すること。

システム等の導入に当たっては、(1)で定めた実施計画をもとに(1)で指定する排出事業者及び産業廃棄物処理業者と調整しつつ実施することとし、必要に応じて循環型社会推進課の指示を受けること。

企画提案書には、収集運搬ルートの最適化手法について具体的に明示する（得られる情報が何か、どういった情報をどのように最適化するのか）と共に、産業廃棄物処理業者の実態に応じた機能とすること。

(4) モデル事業期間におけるデータの収集・解析

センサー活用リサイクルモデル事業実施業務中に蓄積されたデータ等及び(1)の排出事業者及び産業廃棄物処理業者へのヒアリング等により情報の収集を行い、これらの情報の整理及び解析を行う。

少なくとも以下の点について検証を行うこと。

- ・ (1)で指定する排出事業者及び産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理費用の削減効果
- ・ (1)で指定する排出事業者のリサイクル率及び最終処分量の変化
- ・ 当廃棄物処理モデルにおける二酸化炭素排出量削減効果

企画提案書には、上述の項目に係る検証手法を具体的に明示すること。

その他、可能な検証項目があり、提案する場合はその検証項目とその手法について具体的に明示すること。

(5) 報告書の提出

少なくとも以下の点について事業内容を取りまとめると共に、循環型社会推進課と協議の上、作成に当たること。

ア 調査の背景・目的

イ 調査の内容

ウ (1)で定めた実施計画の内容

エ 調査結果

- ・ (4)で定める項目に関すること
- ・ 提案により検証するとした項目に関すること

オ 調査結果の根拠資料

- ・事業実施期間中に取得した情報
 - ・排出事業者へのヒアリング内容
- カ 調査結果を踏まえた考察
- ・センサーを活用した廃棄物処理モデル（以下「実証モデル」）の普及に関する課題
 - ・実証モデルの費用対効果
 - ・実証モデルが適する条件の検証結果
 - ・実証モデルが適する京都府内の地域に関する検証結果

4 成果物

報告書（A4版）2部及び電子媒体一式

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入ル藪之内町
京都府環境部循環型社会推進課

6 留意事項等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は1社1提案とすること。
- (2) 企画提案書の様式は自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。
- (3) 文章を補完するための、写真、イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。
- (5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。
- (6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

8 価格提案書作成要領

- (1) 価格提案書には本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は外税とすること。
- (3) 価格提案書は、できるだけ細かく分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。

平成29年度スマートセンサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務
総合評価表

評価項目	評価内容		配点	外部有識者評価(平均点)			
				A	B	C	D
全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確にふまえ、事業を明確かつ具体的に提案されているか。	5	2.25	4.50	3.25	3.00
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的に記載され、実現性はあるか。	5	2.00	5.00	3.00	2.75
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5	2.75	4.25	3.25	3.00
提案項目① 実施計画の策定から結果報告書の提出に至るまでのプロセス	準備・効果測定・データ解析・報告書作成までのプロセスが現実的か。	5	2.50	4.25	2.75	2.75	
	効果測定に十分な期間が確保されているか。	5	2.50	4.25	2.75	3.25	
提案項目② センサー等の機能及び通信環境について	センサー等による廃棄物量の測定方法について具体的かつ現実的な提案がされているか。	5	2.50	4.00	4.00	3.00	
	通信環境の整備について具体的かつ現実的な提案がされているか。	5	2.25	4.25	3.00	3.50	
提案項目③ 収集運搬ルート最適化手法について	収集運搬ルートの最適化手法について具体的に提案がされているか。	10	3.00	8.50	5.50	5.50	
	収集運搬ルート及びその提示にかかる時間が現実的か。	5	1.75	4.00	2.50	2.75	
提案項目④ モデル事業実施期間におけるデータの収集・解析	次の検証項目に係る検証手法が具体的に提案されているか。	5	2.75	4.00	2.75	3.25	
	①処理委託費用の削減効果	5	2.50	4.25	2.75	2.75	
	②排出事業者のリサイクル率、最終処分量の変化	5	2.50	4.25	2.75	2.75	
	③CO2削減の効果程度	5	2.50	4.00	2.00	2.75	
	上記以外の検証項目について提案がされているか。 (満点5点)×(当該企業における提案項目数/最大の提案項目数)	5	0.50	5.00	0.50	1.50	
上記で提案された項目の検証手法が具体的かつ現実的か。	5	2.75	4.25	2.75	3.25		
業務実施体制	提案内容を実施できる責任者と人員が確保されているか。	5	3.00	4.00	4.00	3.00	
業務実績	通信ができるセンサー等を活用した実績がある。	6	0.00	6.00	6.00	0.00	
	産業廃棄物に関連した調査等業務実施実績がある。	4	4.00	4.00	4.00	4.00	
府内企業		5	1.00	5.00	5.00	3.00	
価格点	満点×(最低価格/提案価格)	5	5.00	4.53	4.83	4.94	
合計			100	45.50	88.03	64.58	57.94

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成29年10月17日

調達機関名	環境部循環型社会推進課
-------	-------------

案件名称	「平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務」
------	---

候補者名	NTTビジネスソリューションズ株式会社・日本写真印刷株式会社・株式会社エックス都市研究所・シンクアンドアクト株式会社平成29年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業共同企業体	総合点	88.03
------	---	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	特定非営利活動法人木野環境
	ソフトバンク株式会社
	レコテック株式会社

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	64.58
	2	57.94
	3	45.50
	4	
	5	

候補者の選定理由
事業の内容について十分な理解があり、最も具体的な企画提案がなされている。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授	小野田 弘士
	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	大下 和徹
	京都商工会議所 産業振興部長	窪田 裕幸
	公益財団法人京都高度技術研究所 研究開発本部長	槌田 義之

